京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員,設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第53号)(保健福祉局障害保健福祉推進室)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、共生型障害福祉サービス事業者が満たすべき基準に関する特例が新たに設けられたことに伴い、当該特例に係る人員、設備及び運営の基準を定めることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 3 号

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「第30条第1項第2号イ」の右に「,第41条の2第1項第1号及び第2号」 を加える。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)